

編集発行人 税理士 細見 秀 樹
〒663-8113 西宮市甲子園口2丁目9番2号 米田ビル203 TEL: 0798-66-3400
お問い合わせメールアドレス: taxes@hosomi-office.com

法人税

★ 生産性向上設備投資促進税制の対象設備の証明書

Q. 生産性向上設備投資促進税制の対象となる設備である旨の証明書を発行してもらうのに手数料がかかりましたが、これはどのように取り扱ったらいいですか？

A. 設備の取得価額に含める必要はありませんので、その事業年度の損金の額に算入します。また、法人税額の特別控除の適用対象にもなりません。

生産性向上設備等とは、商品の生産もしくは販売又は役務の提供の用に供する施設、設備、機器、装置又はプログラムであって、事業の生産性の向上に特に資するものとして経済産業省令で定めるもの(「先端設備」又は「生産ラインやオペレーションの改善に資する設備」に該当するもの)をいいます。

また、「先端設備」とは、

- ①最新モデル要件、
- ②生産性向上要件

のいずれも満たす指定設備をいい、各工業会等から指定設備である証明書の発行を受けることができることとなっています。

各工業会等が発行する証明書は、本税制の適用を受けられる指定設備であることの参考資料ですから、その発行手数料は、資産の取得価額に含まれず、支出した事業年度の損金の額に算入されることとなります。

したがって、法人税額の特別控除の適用対象にもなりません。

★ 売掛債権の貸倒処理

Q. 売掛金の残がある得意先に何度も支払いを催促していますが、一向に回収ができません。支払う気がないようですが、貸倒れ処理することはできませんでしょうか？

A. 法人税では、債務者について次に掲げる事実が発生した場合には、その債務者に対して有する売掛債権(売掛金、未収請負金その他これらに準ずる債権をいい、貸付金その他これに準ずる債権を含まない)について法人がその売掛債権の額から備忘価額を控除した残額を貸倒れとして損金経理をしたときは、これを認めることとしています。

- ①債務者との取引を停止した時(最後の弁済期又は最後の弁済の時がその停止をした時以後である場合には、これらのうち最も遅い時)以後1年以上経過した場合(その売掛債権について担保物のある場合を除きます)
- ②法人が同一地域の債務者について有する当該売掛債権の総額がその取立てのために

要する旅費その他の費用に満たない場合において、その債務者に対し支払を督促したにもかかわらず弁済がないとき

したがって、上記の要件に該当するようであれば、備忘価額(1円)を控除した残額を貸倒処理することが認められます。

なお、この取扱いは、貸付債権については適用がありませんので、注意してください。また上記の一定期間取引停止後弁済がない場合のほか次に掲げるような事実に基づいて切り捨てられた金額は、その事実が生じた事業年度の損金の額に算入されます。

- ①会社更生法、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律、会社法、民事再生法の規定により切り捨てられた金額
- ②法令の規定による整理手続によらない債権者集会の協議決定及び行政機関や金融機関などのあることによる協議で、合理的な基準によって切り捨てられた金額
- ③債務者の債務超過の状態が相当期間継続し、その金銭債権の弁済を受けることができない場合に、その債務者に対して、書面で明らかにした債務免除額

所得税

★ 住宅取得等資金の贈与と住宅借入金等特別控除の適用

Q. 私は、父親からもらったお金と銀行借入金で自宅を購入する予定ですが、父親からもらったお金について住宅取得等資金の贈与の適用を受けるつもりですが、この場合、住宅借入金等特別控除の適用はどのようになりますか？

A. 住宅借入金等特別控除の適用を受ける金額の計算の基礎となる「住宅借入金等の金額の合計額」は、住宅の取得等に係る借入金の金額が住宅の取得等に係る対価の額を超える場合、その「住宅の取得等に係る対価の額」を「住宅借入金等の金額の合計額」とすることとされています。

そして、この「住宅の取得等に係る対価の額」については、住宅取得等資金の贈与の適用を受ける場合には、その適用を受ける贈与に係る金銭の額を「住宅の取得等に係る対価の額」から控除した額となっています。

したがって、住宅借入金等特別控除の適用を受ける金額の計算の基礎となる「住宅借入金等の金額の合計額」は、次のいずれか低い金額となります。

- ①住宅取得等に係る借入金の金額
- ②住宅の取得等に係る対価の額から住宅取得等資金の贈与に係る金銭に相当する額を控除した金額

★ 扶養控除等申告書のマイナンバー省略

Q. 扶養控除等申告書に個人番号の記載を省略することができるようですが、どのようにすればいいのですか？

A. 平成28年1月以後に提出する扶養控除等申告書には、従業員本人、控除対象配偶者及び控除対象扶養親族等の個人番号を記載しなければなりません。給与支払者と従業員との間での合意に基づき、従業員が扶養控除等申告書の余白に「個人番号については給

与支払者に提供済みの個人番号と相違ない」旨の記載をした上で、給与支払者において、既に提供を受けている従業員等の個人番号を確認し、確認した旨を扶養控除等申告書に表示しておけば、扶養控除等申告書に従業員等の個人番号の記載をしなくてよいこととなっています。

ただし、この場合には、次の点に注意が必要です。

- ①給与支払者において保有している従業員等の個人番号については、7年間廃棄又は削除することができません。
- ②保有する個人番号については、個人番号関係事務に必要ななくなったとき及び個人番号を記載すべきであった扶養控除等申告書の保存年限(7年間)を経過したときは、速やかに廃棄又は削除しなければなりません。
- ③給与所得の源泉徴収票(税務署提出用)には、個人番号を記載しなければなりません。

資 産 税

★ タワーマンション節税

Q. 相続税対策として、タワーマンションを購入するというものがあるようですが、大丈夫でしょうか？

A. 相続税法では、相続財産は時価を課税標準としており、時価とは財産評価基本通達で定めている方法で評価した価額としています。

これによりますとマンションの価額は、建物は固定資産税評価額、敷地は路線価で評価され、市場価格と大きく乖離するケースがあり、国税庁ではこうした状況を問題視しており、次のような見解を示していますので、注意が必要です。

「当庁としては、実質的な租税負担の公平な観点から看過しがたい事態がある場合には、これまでも財産評価基本通達6項を活用してきたところですが、今後も、適正な課税の観点から財産評価基本通達6項の運用を行いたいと考えております。」

財産評価基本通達6項とは、この通達によって評価することが著しく不相当と認められる財産の価額は、国税庁長官の指示を受けて評価するという内容のものです。

つまり、財産評価基本通達の定めにしたがって評価をしても、それが著しく不相当と認められれば否認されることもあるということです。

例えば相続開始直前に購入して相続後に売却するような場合は、低い評価額で相続し高い金額で売却して経済的利益を得たとして、売却価額を相続税評価額にすべきではないかと当局が指摘する場合があります。

しかし、相続した財産を売却しなければ納税資金がない場合など、やむを得ず売却しなければならない場合も想定されるため一律に財産評価基本通達6項を適用するのも如何なものかと思われますのでその理由が問われることとなるでしょう。

今後、タワーマンションを取得して相続対策をお考えの方は相続税評価額の算定方法の見直しに注意していく必要があります。